

入札説明書及び設計図書等に対する質問回答書

工事名：鋼床版等大規模修繕工事（2025-湾岸）			問合せ日：2025 年 8 月 20 日
			回答日：2025 年 8 月 21 日
記載箇所	質問	回答	
1. 全体	1. 適用歩掛と標準案に対する補正率との関係性について、適用歩掛から算出できる単価に補正率を乗した単価が採用単価との認識でよろしいでしょうか。	1. ご認識の通りで、お考え下さい。	
2. 全体	2. 標準案に対する補正率とは下記のような内容を考慮して補正率を算出していると考えてよろしいでしょうか。 1) 各社見積の平均単価を採用 2) 阪神高速殿の実績による補正 3) 小規模補正 また、記載は小数第三位までですが、それ以下は切り捨てられていると考えてよろしいでしょうか。（小数点以下、有効数字3桁を乗じてよろしいでしょうか。）	2. 標準案に対する補正率については、ご提出頂いた見積書を勘案し、決定しております。また、小数点以下については、ご認識の通りでお考え下さい。	
3. 全体	3. 採用単価を記載いただいている工種については、各社見積りの平均価格と考えてよろしいでしょうか。 また、この場合、別工事では、提出された見積金額に応じて、採用単価が変動するということでしょうか。	3. ご提出頂いた見積書を勘案し、採用単価を決定しております。	
4. 鋼床版補修材製作工（1工区） 鋼板 SM490A t=7～25	4. 「見積書審査の対象外」となった理由をご教示願います。 1) 積算基準（物価資料等）によるものだからでしょうか。 2) あるいは、阪神高速殿の標準価格があり、その標準単価が採用されるからでしょうか。	4. ご提出頂いた見積書を勘案し、「見積書審査の対象外」（契約制限価格への反映対象外）としております。また、採用単価については開示しませんので、貴社にてお考え下さい。	
5. 鋼床版補修材製作工（1工区） スタットボルト M22×60(1-N,2-W)	5. 「見積書審査の対象外」となった理由をご教示願います。 1) 積算基準（物価資料等）によるものだからでしょうか。 2) あるいは、阪神高速殿の標準価格があり、その標準単価が採用されるからでしょうか。	5. ご提出頂いた見積書を勘案し、「見積書審査の対象外」（契約制限価格への反映対象外）としております。また、採用単価については開示しませんので、貴社にてお考え下さい。	
6. 工場塗装工（1工区） 工場塗装 T-1	6. 「見積書審査の対象外」となった理由をご教示願います。 1) 積算基準（物価資料等）によるものだからでしょうか。 2) あるいは、阪神高速殿の標準価格があり、その標準単価が採用されるからでしょうか。	6. ご提出頂いた見積書を勘案し、「見積書審査の対象外」（契約制限価格への反映対象外）としております。また、採用単価については開示しませんので、貴社にてお考え下さい。	
7. 輸送工（1工区） 輸送	7. 「見積書審査の対象外」となった理由をご教示願います。 1) 積算基準（物価資料等）によるものだからでしょうか。 2) あるいは、阪神高速殿の標準価格があり、その標準単価が採用されるからでしょうか。	7. ご提出頂いた見積書を勘案し、「見積書審査の対象外」（契約制限価格への反映対象外）としております。また、採用単価については開示しませんので、貴社にてお考え下さい。	
8. 鋼床版補修工（1工区） 鋼床版補修 補修タイプ① 当て板補修	8. 適用歩掛と標準案に対する補正率の関係について、ご教示願います。 採用単価は、記載の歩掛で算出できる単価に補正率を乗じたものとの認識でよろしいでしょうか。 2工区の補正率と比較して、微かな差異がありますが、各社平均の結果との認識でよろしいでしょうか。 箇所ごとに施工量（孔数、ボルト本数等）が異なることから、単価も箇所ごとに異なると思われます。単価の算出については、箇所ごとの合計値を総箇所数で除することで算出されているのでしょうか。	8. 採用単価については、ご認識の通りでお考え下さい。 なお標準案に対する補正率については、各項目毎にご提出頂いた見積書を勘案し、決定しております。	

9. 橋梁足場等設備工（1工区） 箱桁内足場設置・撤去 箱桁内足場材等賃料 4.3ヶ月	9. 標準案に対する補正率が非常に大きくなる理由は、各社見積を考慮していただいていると考えてよろしいでしょうか。	9. 標準案に対する補正率については、ご提出頂いた見積書を勘案し、決定しております。
10. 橋梁足場等設備工（1工区） 高所作業車 昼間・作業床高23.0m 昼間・作業床高24.0m	10. 単価の根拠箇所をご教示願います。 運転作業員は、建設物価・積算資料の「（特殊）運転手」、 高所作業車は、建設物価・積算資料の「建設機械賃貸料金」を根拠とされていると考えてよろしいでしょうか。 また、高所作業車賃料は2誌平均との認識でよいでしょうか。	10. 運転作業員、高所作業車の単価根拠については貴社にてお考え下さい。
11. 橋梁足場等設備工（1工区） 高所作業車 昼間・作業床高27.0m	11. 高所作業車の損料は、建設機械賃貸料金の「(15)供用1日当り損料」を根拠と考えてよろしいでしょうか。 また、運転作業員単価についてご教示願います。	11. 高所作業車の単価根拠については貴社にてお考え下さい。 運転作業員単価については、開示しませんので、貴社にてお考え下さい。
12. 技術管理費 浸透深傷試験 ICR処理施工前 ICR処理施工後	12. 施工箇所数が2箇所のような少ない場合であっても、20箇所あたりの単価を採用されているとの認識で間違いありませんでしょうか。 2工区と単価が同値であるように見受けられます（補正率が同値）。施工量、施工位置が異なる場合は、日当たり施工量が異なり、単価も異なると考えられます。その場合、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか？	12. 阪高標準歩掛については、記載の通りでお考え下さい。 また当工種については、【1-3_金額を記載しない設計書(3)P.6 7-4】に記載の通り、施工実態を勘案して設計変更する場合があります。
13. 鋼床版補修材製作工（2工区） 鋼板SM490A t=7～25 ～ 不等辺山形鋼 SS400 L-125×75×13	13. 「見積書審査の対象外」となった理由をご教示願います。 1）積算基準（物価資料等）によるものだからでしょうか。 2）あるいは、阪神高速殿の標準価格があり、その標準単価が採用されるからでしょうか。	13. ご提出頂いた見積書を勘案し、「見積書審査の対象外」（契約制限価格への反映対象外）としております。 また、採用単価については開示しませんので、貴社にてお考え下さい。
14. 鋼床版補修材製作工（2工区） スタッドボルトM22×60(1-N,2-W) ～ ボルト・ナット 高力ボルト S10T M22	14. 「見積書審査の対象外」となった理由をご教示願います。 1）積算基準（物価資料等）によるものだからでしょうか。 2）あるいは、阪神高速殿の標準価格があり、その標準単価が採用されるからでしょうか。	14. ご提出頂いた見積書を勘案し、「見積書審査の対象外」（契約制限価格への反映対象外）としております。 また、採用単価については開示しませんので、貴社にてお考え下さい。
15. 工場塗装工（2工区） 工場塗装 T-1 外面 A-7	15. 積算基準の通りとの認識でよろしいでしょうか。	15. ご認識の通りで、お考え下さい。
16. 輸送工（2工区） 輸送	16. 輸送工（1工区）では「見積書審査の対象外」との審査結果に対して、（2工区）では積算基準による単価設定をされておりますが、その理由、違いをご教示ください。	16. 標準案に対する補正率については、各項目毎にご提出頂いた見積書を勘案し、決定しております。
17. 鋼床版補修工（2工区） 鋼床版補修 予防保全 補修タイプ③	17. （1工区）の同工種と比較し箇所数は多いですが、補正率が高く設定されているのは、各社見積りの平均値の違いによるのでしょうか。 あるいは、作業内容、ボリュームの違いによるのでしょうか。	17. 標準案に対する補正率については、各項目毎にご提出頂いた見積書を勘案し、決定しております。
18. 橋梁足場等設備工（2工区） 箱桁内足場設置・撤去 箱桁内足場材等賃料 7.6ヶ月、4.0ヶ月 3.6ヶ月、4.2ヶ月	18. 標準案に対する補正率が非常に大きくなる理由は、各社見積を考慮していただいていると考えてよろしいでしょうか。	18. 標準案に対する補正率については、各項目毎にご提出頂いた見積書を勘案し、決定しております。

19. 橋梁足場等設備工（2工区） 高所作業車 昼間・作業床高8～10m 昼間・作業床高14m 昼間・作業床高16m 昼間・作業床高18.5m 昼間・作業床高23m	19. 単価の根拠箇所をご教示願います。 運転作業員は、建設物価・積算資料の「（特殊）運転手」、高所作業車は、建設物価・積算資料の「建設機械賃貸料金」を根拠とされていると考えてよろしいでしょうか。 また、高所作業車賃料は2誌平均との認識でよいでしょうか。	19. 運転作業員、高所作業車の単価根拠については貴社にてお考え下さい。
20. 橋梁足場等設備工（2工区） 高所作業車 夜間・作業床高8～10m	20. 高所作業車損料、運転作業員労務費それぞれの夜間割増は考慮されていますでしょうか。	20. ご認識の通りで、お考え下さい。
21. 交通管理工（2工区） 交通誘導警備員 高速道路上 夜間	21. 土木工事単価ファイルの労務単価に対する夜間割増は考慮されていますでしょうか。	21. ご認識の通りで、お考え下さい。
22. 技術管理費（2工区） 浸透探傷試験 ICR処理施工前 ICR処理施工後	22. 1工区と比較すると箇所数が多いですが、補正率は同様なようです。日当たり施工量の違いによる箇所当たり単価の変動は考慮されていないとの認識でよろしいでしょうか。	22. 標準案に対する補正率については、各項目毎にご提出頂いた見積書を勘案し、決定しております。
23. 共通仮設費（率）	23. 適用歩掛が「見積審査の対象外」となった理由をご教示願います。	23. ご提出頂いた見積書を勘案し、「見積審査の対象外」（契約制限価格への反映対象外）としております。
24. 現場管理費等	24. 適用歩掛が「見積審査の対象外」となった理由をご教示願います。	24. ご提出頂いた見積書を勘案し、「見積審査の対象外」（契約制限価格への反映対象外）としております。
	以上	以上